

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月二十四日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立奈良南高等学校の項中「建築探究、森林・土木探究」を「伝統建築」に改め、「総合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立奈良南高等学校の全日制の課程の建築探究科、森林・土木探究科及び総合学科は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、令和十年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。